

奈良県告示第三百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和四年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

| 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診療科目 | 指定年月日 |
|-------|----------------------|------------------|--|--------------|
| 岡上 雄介 | 公益財団法人天理 よろづ相談所病院 | 天理市三島町二〇 〇番地 | 耳鼻咽喉科（ 聴覚・平衡機 能障害、音声 ・言語・そし やく機能障害 | 令和四年二 月九日 |
| 小谷 明平 | 平成記念病院 | 橿原市四条町八二 七 | 脳神経外科（ 聴覚・平衡機 能障害、音声 ・言語・そし やく機能障害 | 令和四年二 月九日 |
| 横田 尚弘 | 大和高田市立病院 | 大和高田市儀野北 町一―一 | 耳鼻咽喉科（ 聴覚障害） | 令和四年二 月九日 |